

地方創生

3月26日美郷町議会臨時会で町が実施する地方創生関連事業について可決されました。

町で今後実施する事業の概要を紹介します。

申請方法など詳細な内容は町担当課までお問い合わせ下さい。

本社機能移転促進支援事業

問◎町商工観光交流課 ☎0187(84)4909

町内に本社機能を移転する企業に対し支援します。

本社機能移転に要する経費の助成

助成額 ● 全額(上限100万円)
補助要件 ● 本社登記を行い、かつ2年以内に
1人以上雇用すること

新規町民雇用に対する助成

助成額 ● 1人につき50万円
補助要件 ● 本社登記完了後、2年以内に
町民を正規雇用すること

起業家等総合支援事業

問◎町商工観光交流課 ☎0187(84)4909

町内で新たに起業する事業者に対して支援します。

店舗等の新築・増改築等に要する費用の助成

助成額 ● 費用の1/2(上限180万円)
補助要件 ● 町内で新たに起業・創業する事業者
・30万円以上の増改築を対象とします

正規雇用者の研修経費の助成

助成額 ● 研修経費の全額(正規雇用1人につき上限12万円)
補助要件 ● 起業後3年以内に正規雇用し、採用後1年以内に
研修等を実施すること

新規事業展開時の事業用借入金への利子補給

助成額 ● 借入金の2%以内を2年間(補給上限60万円/年)
補助要件 ● 秋田県新事業展開資金融資制度の融資を受けた方

新規町民雇用奨励金を交付

交付額 ● 1人につき18万円
補助要件 ● 起業後、3年以内に町民を正規雇用すること
※正規雇用者育成支援助成対象者を除く

新規就農者支援事業

問◎町農政課 ☎0187(84)4908

町内で新規就農する方に対して支援します。

新規就農者研修施設受入負担金の助成

助成額 ● 月4万円(上限)(最長2年間)
補助要件 ● 県事業等で助成を受けられない方

農地等賃借料の助成

助成額 ● 賃借料の1/2(最長4年間)
補助要件 ● 県事業等で助成を受けられない方または県事業等の
助成を受けた方で、新規就農から3、4年目までの方

県外からの新規就農者の賃貸住宅の家賃の助成

助成額 ● 月5万円(上限)(最長4年間)
補助要件 ● 県事業等で助成を受けられない方または県事業等の
助成を受けた方で、新規就農から3、4年目までの方



安定した雇用を
創出する事業

移住・仕事支援窓口設置事業

問◎町商工観光交流課 ☎0187(84)4909

移住希望者の移住、就労、創業支援に関する総合的な窓口を設置し、移住相談や就労支援を実施します。

コーディネーターおよび臨時職員を募集します

募集期間●5月7日(休)～5月15日(金)

応募はハローワークを通じて行ってください。ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

職種	勤務場所	業務内容	募集人数	任用期間	勤務時間等	時給等	必要資格等
移住 コーディネーター	役場庁舎	空き家調査および移住希望者の相談業務、一般事務全般	1	6月1日(月)～平成28年3月31日(休)	8:30～17:15 週5日	1,200円	普通自動車免許 パソコン操作ができる方
事務 補助員	役場庁舎	データ入力等業務全般	1	6月1日(月)～平成28年3月31日(休)	8:30～17:15 週5日	760円	普通自動車免許 パソコン操作ができる方

新しい人の
流れをつくる事業



UIターン者正規雇用支援事業

問◎町商工観光交流課 ☎0187(84)4909

UIターン者を正規雇用した町内企業に対して支援します。

※UIターン者：秋田県ふるさと定住機構Aターン希望登録者

UIターン者正規雇用企業への助成

助成額●一人につき 1年目:50万円、2年目:30万円、3年目:20万円
補助要件●UIターン者を正規雇用すること

空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業

問◎町商工観光交流課 ☎0187(84)4909

町内の空き家を活用し、定住のための住宅または企業等のオフィスとして活用する方に対して支援します。

補助要件●空き家バンク登録物件で1戸建ての空き家に限る(集合住宅は除く)
賃借料の助成については、賃貸借契約期間が4年以上の場合に限る
※購入・改修・賃借料の助成は、合わせて上限180万円です。

空き家耐震診断費の助成

助成額●費用の全額(上限20万円)

空き家居住前クリーニング費用の助成

助成額●費用の全額(上限20万円)

空き家賃借料の助成

助成額●契約期間4年以上の場合、最長4年間
・1～2年目:賃借料の1/2(上限5万円/月)
・3～4年目:賃借料の1/4(上限2.5万円/月)

空き家購入費、改修費の助成

助成額●費用の1/2(上限180万円)
※改修は30万円以上の施工を対象とします。

長期インターンシップ事業

問◎町商工観光交流課 ☎0187(84)4909

町内の企業で長期のインターンシップを行う大学生等および受入企業に対して支援します。

インターンシップ受入に要する費用の助成

助成額●受け入れ1件当たり10万円
補助要件●インターンシップ後、2年以内に卒業見込みの方が5日以上のインターンシップを行った場合

インターンシップ者の宿泊滞在費用の助成

助成額●町内の宿泊施設利用1日当たり5,000円
※実施期間5日以上、最大30日
補助要件●インターンシップ後、2年以内に卒業見込みの方が5日以上のインターンシップを行った場合

PR費用の助成

助成額●宣伝・広告、旅費等全額(上限5万円)